

○山梨県警察災害派遣隊の編成及び運用要領

〔 令和 5 年 2 月 6 日 〕
〔 例規甲（備二危）第 6 6 号 〕

第 1 趣旨

この要領は、国内において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、都道府県警察相互の広域的かつ迅速な援助により災害警察活動を効果的に行うため、警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊（支援対策部隊を除く。）の各隊の編成、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模災害
自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。
- (2) 大規模災害発生時
大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。
- (3) 被災地等
被災地又は被災が予想される地域をいう。
- (4) 被災地警察
被災地等を管轄する都道府県警察をいう。
- (5) 派遣元警察
被災地警察に即応部隊又は一般部隊を派遣する都道府県警察をいう。

第 3 即応部隊の編成、運用等

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊から構成し、各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

- (1) 隊員の指定
即応部隊の各隊の隊員の指定は、次のとおり行うものとする。その際、指揮官となる各幹部隊員については人格識見に優れ、災害警備活動に係る指揮能力の優れた者を指定し、各隊員については心身ともに健康な者を指定するものとする。
 - (ア) 広域緊急援助隊
 - a 警備部隊
山梨県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、警備部警備第二課長の上申を受け、警備部機動隊又は管区機動隊の隊員の中から、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員を指定するものとし、隊員の入替えについては、現体制の原則半数以下とする。

なお、警備部警備第二課長は、指定した隊員について関係所属長と協議した後、警察本部長に上申するものとする。

b 交通部隊

警察本部長は、交通部交通指導課長の上申を受け、交通部交通機動隊又は交通部高速道路交通警察隊の隊員の中から、広域緊急援助隊（交通部隊）の隊員を指定するものとする。

なお、交通部交通指導課長は、指定した隊員について関係所属長と協議した後、警察本部長に上申するものとする。また、隊員の指定の期間は、原則として2年とし、再指定を妨げない。

c 刑事部隊

警察本部長は、刑事部捜査第一課長の上申を受け、検視等業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から、広域緊急援助隊（刑事部隊）の隊員を指定するものとする。

なお、刑事部捜査第一課長は、指定した隊員について関係所属長と協議した後、警察本部長に上申するものとする。

(4) 広域警察航空隊

警察本部長は、警備部警備第二課長の上申を受け、警備第二課航空隊員等の中から、広域警察航空隊の隊員を指定するものとし、隊員の数については、警察庁や管区警察局と調整の上でその都度、指定するものとする。

(ウ) 機動警察通信隊

機動警察通信隊の隊員の指名及び数については、機動警察通信隊運営要則（平成6年警察庁訓令第16号）により、関東管区警察局等で定めるものとする。

(エ) 緊急災害警備隊

警察本部長は、管区機動隊員のうち、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員として指定された者以外の全隊員を緊急災害警備隊の隊員として指定するものとする。

(2) 編成

即応部隊の各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整を行う警察本部の主管課は別表第1のとおりとする。

(ア) 広域緊急援助隊

警察本部長は、(1)(ア)により指定した者をもって、広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成するものとする。ただし、各部隊の具体的な編成については、別表第2から別表第4までの基準に沿って構成

するものとする。

なお、広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊の編成については、第1号様式及び第2号様式の名簿に沿って主管課長が管理するものとする。

(イ) 広域警察航空隊

a 警察本部長は、(1)(イ)で指定した者の中から所要の要員をもって編成するものとする。

b 広域警察航空隊の編成に当たっては、派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮し、警察用航空機一機につき操縦士2人及び整備士2人以上の派遣並びに捜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

なお、広域警察航空隊の編成については、第4号様式の名簿に沿って警備第二課長が管理するものとする。

(ウ) 機動警察通信隊

機動警察通信隊の編成については、(1)(ウ)の定めるところによる。

(エ) 緊急災害警備隊

警察本部長は、(1)(エ)により指定した管区機動隊の隊員の中から、緊急災害警備隊を編成するものとする。

なお、緊急災害警備隊の編成については、第3号様式の名簿に沿って主管課長が管理するものとする。

(3) 活動

ア 広域緊急援助隊

警察本部長は、広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置くものとする。

なお、派遣された部隊の指揮官は、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組替え運用しても差し支えないものとする。

a 警備部隊

(a) 先行情報班

救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

(b) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(c) 隊本部班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

b 交通部隊

(a) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

(b) 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策、緊急交通路の交通規制とその担保措置、緊急通行車両の先導等に当たる。

(c) 管理班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集及び広報、被災地警察との連絡調整その他の当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

c 刑事部隊

(a) 検視班

遺体安置場所における検視又は死体見分に当たる。

(b) 遺族対策班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び一般部隊の特別生活安全部隊行方不明者情報管理班等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

イ 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。

ウ 機動警察通信隊

機動警察通信隊運営要則の定めるところによる。

エ 緊急災害警備隊

大規模災害発生時の直後において被災地等へ派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

(4) 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、警察庁及び管区警察局（以下「警察庁等」という。）を通じ、派遣期間が延長されることもある。

(ア) 広域緊急援助隊

a 警備部隊

おおむね3日間をめどとする。

b 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

(イ) 広域警察航空隊

おおむね1週間をめどとする。

(ウ) 機動警察通信隊

おおむね3日間をめどとする。

(エ) 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

(5) 自活の原則

即応部隊は、食料・飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

なお、広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は指揮所及び宿泊所の設営を自ら行い、広域緊急援助隊（交通部隊）については宿泊所の設営について自ら行うものとする。また、広域警察航空隊については、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等警察庁等であらかじめ指示した資機材を携行し、自活に努めるものとする。

(6) 運用

ア 広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊

広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の運用については、次のとおりとする。ただし、広域警察航空隊の派遣に係る手続その他の運用に関する事項については、本要領のほか、大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針についての改正について（通達）（平成31年3月25日付け、警察庁丙地発第17号）等によるものとする。

a 本県が被災県となった場合

(a) 迅速かつ積極的な援助の要求

本県警察は、大規模災害発生時において直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して警察庁等に必要な報告・連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

(b) 派遣された部隊の運用

本県警察は、本県の被災状況等を勘案して警察庁等を通じ派遣される部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定し、当該部隊が本県に到着

した直後から効果的に運用して災害警備活動を実施させるものとする。

b 本県警察が派遣元警察になった場合

本県警察の即応部隊主管課は、大規模災害発生時において直ちにその管轄区域を管轄する管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、災害警備活動で必要な救出救助用装備資機材、交通対策資機材、検視関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察航空機の資機材、自活のための装備資機材等を取りそろえるなど派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して当該管区警察局に必要な報告・連絡を行うものとする。特に本県に隣接する東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県及び長野県が被災地となった場合には、管区警察局及び派遣元警察と協議し、被災地へ派遣される他府県部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供についても配慮するものとする。

イ 機動警察通信隊

機動警察通信隊の運用については、機動警察通信隊運営要則の定めるところによる。

(7) 活動上の留意事項

ア 各隊共通事項

(ア) 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

(イ) 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

(ウ) 帯同車両及び服装

部隊が派遣される場合の帯同車両については、警察庁等と協議し、指定された車両をできる限り確保するものとする。また、活動する際の服装についても警察庁等と協議し、指定された服装での出動とするものとする。

(エ) 広報活動

被災者等の安心感を醸成するため、積極的な広報に努めるものとする。

なお、広報責任者は、原則として即応部隊の警部以上の階級にある者とし、現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提供等を行うものとする。

また、効果的な広報を実施するため、必要に応じ、広報主管課課員の帯同についても配慮するものとする。

(オ) 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

イ その他の個別事項

(7) 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

(4) 航空安全の確保

- a 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形及び気象特性等を総合的に判断し、適切な燃料管理を行うものとする。
- b 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

(8) 平素の措置

ア 有事即応体制の保持

警察本部長は、大規模災害発生時に際して迅速に広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。また、広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の展開経路・移動手段、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えるものとする。

イ 関係機関、地方自治体等との連携

警察本部長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県下警察署長と連携しながら国の出先機関、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から災害警備活動に資する連携構築に向けた取組を推進するものとする。

ウ 教養訓練の徹底

警察本部長は、即応部隊の隊員及び欠員の補充要員に対し専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

なお、訓練を実施する場合は、各部隊の相互の連携を高めるため合同訓練も積極的に取り入れるものとする。

エ 装備資機材の管理等

警察本部長は、即応部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を点検、整理しておくものとする。

第4 一般部隊の編成、運用等

一般部隊は、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊、情報通信支援部隊及び支援対策部隊から構成し、一般部隊の各隊の編成、運用等については次のとおりとする。ただし、支援対策部隊の編成、運用等については、警察庁が定めるものとする。

(1) 隊員の指定

一般部隊の各隊の隊員の指定は、次のとおり行うものとする。その際、指揮官となる各幹部隊員については人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を指定し、隊員については心身ともに健康な者を指定するものとする。

(ア) 特別警備部隊

警察本部長は、部隊の派遣に際し、派遣元警察における機動隊等（警備部機動隊、管区機動隊及び第二機動隊（第二機動隊の運営について（依命通達）（平成30年4月12日付け、警察庁乙備発第5号）にいう第二機動隊をいう。））の中から特別警備部隊の隊員を指定するものとする。

(イ) 特別生活安全部隊

警察本部長は、部隊の派遣に際し、主管課長の上申を受けて次の班を設け、それぞれ隊員を指定するものとする。

なお、主管課長は、指定した隊員について関係所属長及び各警察署長と協議した後、警察本部長に上申するものとする。また、各班には、必要に応じて部隊に関する連絡・調整を行う特務員を置くことができるものとする。

(a) 相談・防犯指導活動班

警察安全相談主管部（警察安全相談主管課をその組織に含む部をいう。）及び防犯対策主管部（防犯対策主管課をその組織に含む部をいう。）の警察職員の中から、班員を指定するものとする。

(b) 行方不明者相談情報管理班

行方不明者発見活動主管部（行方不明者発見活動主管課をその組織に含む部をいう。）の警察職員の中から、班員を指定するものとする。

(ウ) 特別自動車警ら部隊

警察本部長は、部隊の派遣に際し、主管課長の上申を受け、地域部門に属する警察官の中から、特別自動車警ら部隊の隊員を指定するものとする。

なお、主管課長は、指定した隊員について関係所属長と協議した後、警察本部長に上申するものとする。

(エ) 特別機動捜査部隊

警察本部長は、主管課(隊)長の上申を受け、刑事部門に勤務する警察官であって、機動捜査に必要な知識及び経験を有する者の中から、特別機動捜査部隊の隊員を指定するものとする。

なお、主管課(隊)長は、指定した隊員について関係所属長と協議した後、警察本部長に上申するものとする。

(オ) 身元確認支援部隊

警察本部長は、主管課長の上申を受け、本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、部隊の派遣に際し、鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした警察職員の中から、身元確認支援部隊の隊員を指定するものとする。

なお、主管課長は、指定した隊員について関係所属長と協議した後、警察本部長に上申するものとする。

(カ) 特別交通部隊

警察本部長は、主管課長の上申を受け、交通部門に属する全所属(執行隊及び各警察署を含む。)の中から警部補以下の階級にある者を特別交通部隊の隊員として指定するものとする。

なお、主管課長は、指定した隊員について関係所属長と協議した後、警察本部長に上申するものとする。

(キ) 情報通信支援部隊

関東管区警察局山梨県情報通信部長は、関東管区警察局情報通信部長の指示を受け、部隊の派遣に際し、情報通信部の職員から、情報通信支援部隊の隊員を指定するものとする。

(2) 編成

一般部隊の各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整を行う警察本部の主管課は別表第5のとおりとする。

なお、各隊の編成する人数、服装、帯同車両等は、あらかじめ定められた場合を除き、警察本部主管課が警察庁等と協議して決定するものとする。

(ア) 特別警備部隊

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁等が示す基準に従い、(1)(ア)で指定した者をもって特別警備部隊を編成するものとする。

また、部隊に必要な班の設置については、警察庁等がその都度指示したものに準ずることとする。

(イ) 特別生活安全部隊

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁等が示す基準に従い、(1)(イ)で指定した者をもって、特別生活安全部隊を編成するものとする。

なお、相談・防犯指導活動班については、その基本構成を、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき班員2人として編成するものとする。

(ウ) 特別自動車警ら部隊

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁等が示す基準に従い、(1)(ウ)で指定した者をもって特別自動車警ら部隊を編成するものとする。

なお、特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台につき隊員2人とする。また、必要に応じて部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとする。

(エ) 特別機動捜査部隊

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁等が示す基準に従い、(1)(エ)により指定した者をもって特別機動捜査部隊(1隊2人又は3人)を編成し、被災地等への派遣に際しては、所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。

なお、特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする。また、部隊の入替えに際しては、交替制勤務に間隙を生じさせない適当な時期を選定して実施するものとする。

(オ) 身元確認支援部隊

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁等が示す基準に従い、(1)(オ)により指定した者をもって身元確認支援部隊(1隊6人)を編成するものとする。

なお、身元確認支援部隊の編成(派遣元警察の範囲、隊数、派遣先、派遣期間等)については、警察本部主管課が身元不明の遺体数、行方不明者数、被災地警察の要望等を踏まえ、警察庁等と必要な調整を行った上で行うものとする。また、部隊の隊数については、広域緊急援助隊(刑事部隊)の部隊数に準ずるものとする。

(カ) 特別交通部隊

警察本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁等が示す基準に従

い、(1)(カ)により指定した者をもって特別交通部隊を編成するものとする。

なお、特別交通部隊は、本県警察の保有する車両を使用するものとし、警察庁等が定める車両編成基準によるものとする。また、特別交通部隊の帯同する車両については、同隊主管課が被災地における活動内容等を事前に情報収集し、当該活動に応じたものを選定するものとする。

(キ) 情報通信支援部隊

情報通信支援部隊の編成については、警察通信施設の被災状況等を踏まえ、警察庁から指示を受けるものとする。

(3) 活動

ア 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

イ 特別生活安全部隊

(ア) 相談・防犯活動指導班

避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動（以下「相談活動等」という。）を行う。

(イ) 行方不明者情報管理班

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき、行方不明者相談情報の収集・整理を行う。

ウ 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら、現場広報等の活動を行う。

エ 特別機動捜査部隊

被災地等において、車両による警戒・警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査、事件発生時における初動捜査等を行う。

オ 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集や親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

カ 特別交通部隊

被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

キ 情報通信支援部隊

現地調査、工事仕様書作成、工事契約、物品調達等、被災した警察通信施設の復旧その他の大規模災害への対応に伴い必要となる情報通信部業務を行う。

(4) 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における1回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(ア) 特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね10日間をめどとする。

(イ) 特別機動捜査部隊

おおむね1週間をめどとする。

(ウ) 身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(エ) 特別交通部隊

おおむね2週間をめどとする。

(オ) 情報通信支援部隊

おおむね1か月をめどとする。

(5) 運用

ア 本県が被災地となった場合

(ア) 援助要求に向けての事前の連携

山梨県警察災害警備本部等（以下「災害警備本部」という。）は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の収集に当たるとともに、援助の要求に関して事前に警察庁等に必要な連絡を行うものとする。特に身元確認支援部隊の活動については、被災地警察における身元確認作業の強化が必要と認められる場合において、行方不明者の死亡がうかがわれるときに、身元確認に資する情報・資料について、その家族等からの一斉集約を図ることを目的とするものであり、その実施時期について慎重な判断を要することから、身元確認作業の進捗状況を詳細に把握した上で部隊派遣に関して警察庁等に必要な連絡を行うとともに、派遣元警察と積極的に連携を図るものとする。

(イ) 部隊の運用

災害警備本部は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等を勘案して派遣される部隊の活動拠点、活動場所等を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後から部隊の効果的な運用を図るものとする。

なお、災害警備本部は、部隊の派遣受入れに際してあらかじめその活動地

域、活動内容、必要とされる人員等を定めた活動計画を作成し、関東管区警察局を通じて警察庁に提出するとともに、部隊が被災地に到着した後は、これを効果的に運用して活動計画に定めた対策を実施するものとする。

イ 本県警察が派遣元となった場合

一般部隊の主管課長は、直ちに警察庁等を通じて被災地等の被害状況及び犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して警察庁等に必要な報告・連絡を行うものとする。特に本県と隣接する東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県及び長野県が被災都県になった場合は、被災地警察へ派遣される他府県の部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

(6) 活動上の留意事項

ア 各隊共通事項

(ア) 受傷事故等の防止

活動を行う際に、二次災害の発生のほか、交通事故・受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、事故の防止の徹底を図るものとする。

(イ) 各隊間の緊密な連携

一般部隊の各隊は、他の一般部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図り、情報を共有するものとする。

(ウ) 広報活動

一般部隊は、被災者、行方不明者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、当該部隊の活動内容等に関し被災者への安心感の醸成に必要な広報活動を適宜行うものとする。

なお、広報責任者は原則として警部以上の階級にある者とする。

(エ) 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

イ その他の個別事項

(ア) 相談活動等の推進

- a 特別生活安全部隊の相談・防犯指導活動班が相談活動等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握に当たっては、主管課長が都道府県、市区町村等と緊密な

連携を図るものとする。

- b 相談活動等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談活動の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

(イ) 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえ、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

(ウ) 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を主管する所属をいう。）及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

(エ) 適切な身元確認支援活動

- a 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の刑事部鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。
- b 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対しその心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。
- c 聴取内容の誤記載や提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え・紛失は、身元の誤確認や身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起することに直結することからその保管・管理について万全を期すものとする。

(オ) 交通状況に関する広報活動

被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、通行止め、迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等の積極的な広報に努めるものとする。

(7) 平素の措置

ア 関係機関、地方自治体等との連携

警察本部長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、国の出先機関、県等自治体との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

イ 教養訓練の徹底

警察本部長は、一般部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し通信機材の取扱い等専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

ウ 装備資機材の管理

警察本部長は、いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好に整備・管理しておくものとする。

第5 具体的事項

本要領に定めるもののほか、警察災害派遣隊の各隊の編成及び運用上の詳細な留意事項については、警察庁等の主管課長が別に定めるところに準ずるものとする。

別表及び様式 省略